

第2回倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会

日 時 令和8年1月29日(木)

午後2時30分から午後4時00分まで

場 所 倉吉市役所北庁舎 3階 A会議室

日程

1 開 会

2 あいさつ

3 報告事項

- (1) 中学校部活動地域展開等に係る児童生徒および保護者へのアンケート結果等について
- (2) 倉吉市中学校 PTA 連合会との意見交換の内容について
- (3) スポーツ競技団体との意見交換の内容について
- (4) その他

4 そ の 他

今後のスケジュール

5 閉 会

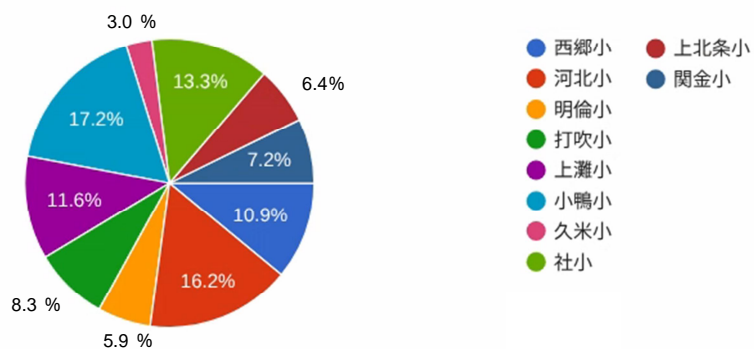
【小学生】中学校の部活動のあり方について 623 件の回答

対象者：小学5年 346名、小学6年 379名 合計725名 回答率85.9%

問1

どの小学校ですか

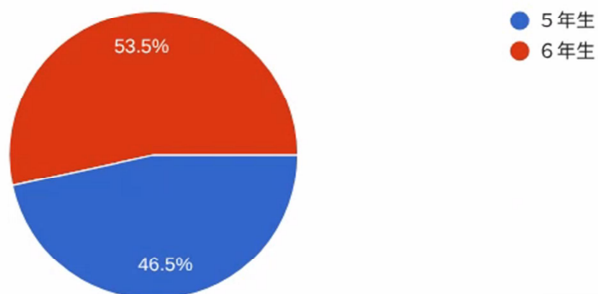
623 件の回答



問2

学年はどちらですか

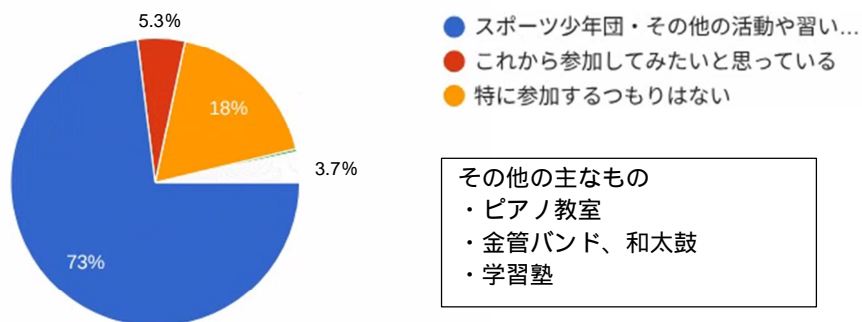
623 件の回答



問3

現在「スポーツ少年団」の活動や「習い事」をしていますか

623 件の回答

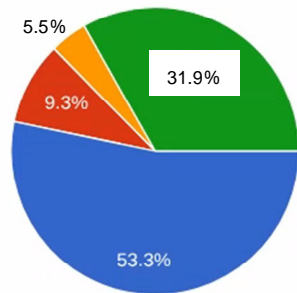


問 4

6.5%

中学校に入学した後の放課後または休日をどう過ごしますか。

623 件の回答

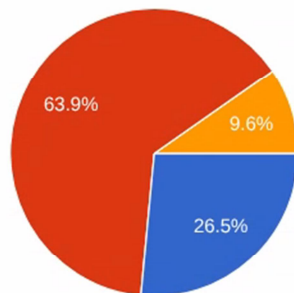


- 中学校の部活動に入る
- 中学校の部活動には入らない (地域での活動や習い事等を行う)
- どちらにも入らない
- わからない

問 5

中学校の部活動で何を一番に考えて取り組もうと思いますか

623 件の回答



- 試合に勝ったり、賞をもらったりすること
- 友達と一緒に楽しく活動すること
- その他

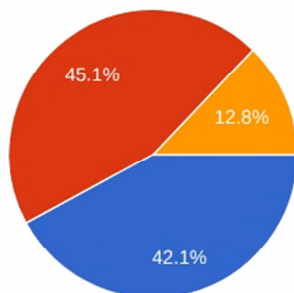
【部活動に入ると回答した人】

- ・試合に勝ったり、賞をもらったりすること 36.4%
- ・友達と一緒に楽しく活動すること 57.8%
- ・その他 5.7%

問 6

休日も中学校の部活動に参加したいですか

623 件の回答



- 参加したい
- 参加したくない
- その他

【部活動に入ると回答した人】

- ・参加したい 61.6%
- ・参加したくない 32.0%
- ・その他 6.4%

問7

その理由を教えてください（任意）

519 件の回答

（部活動に入ると回答された人の理由）

【参加したい】

- ・休日も友達と会えるし、同じ部活動のみんなと勝つために練習に取り組みたいから。
- ・今まで習い事などをしたことがないから経験してみたい。
- ・高校の入試で頑張ったことを聞かれた時に部活を頑張ったと言えるから。
- ・休日も部活動に参加して、中学校生活をみんなと楽しく活動する3年間にしたいから。
- ・兄弟が部活をやっていて楽しそうにしているから。

【参加したくない】

- ・休日は休みたい。友達と遊びたい。勉強をしたい。自分の趣味とかをする時間を作りたい。
- ・休日だから学校がある日にできないことやりたい。
- ・平日は部活動をするけど、休日は家族と一緒に会話をしたり、お出かけしたりしたい。
- ・休日は唯一休める日だし、その日も部活動に行ったら休む時間が無くなってしまうから。
- ・休日に運動をしたい時はランニングとか自分に合ったことをしていきたいから。

【その他】

- ・参加するか、しないかは自由。
- ・時々参加したい(たまには息抜きにどこかへ行ったりしたいから)。
- ・友達との関係も大切にしたい。
- ・練習試合などでもしたいですが、やはり、休日はゆっくり家族や一人で過ごしたい。
- ・多分、部活動は遅くまでやると思うので休日はゆっくり休みたい。

問8

中学校の放課後や休日の過ごし方について意見や希望等を入力してください（任意）

401 件の回答

（部活動に入ると回答された人の理由）

【参加したい】

- ・休日は出たい人だけ出ればいいと思います。
- ・放課後や休日部活動はあるけど、夏は暑いし、冬は雪も降るから時間を短くしてほしい。
- ・2~3時間くらい部活をして、あとは友達と遊べる時間にしたい。
- ・全員が部活動等をするのではなくやりたい人だけがやるようにするといい。
- ・各部活動が違う時間に活動するのではなく全部の部活動が同じ時間に活動したらいいと思った。

【参加したくない】

- ・放課後は部活動をして、休日は家でゆっくりしたり、家族とお出かけしたりしたい。
- ・休日はゆっくり過ごしたい人もいるから部活動等はやりたい人がやるようにするといい。

- ・ 休日は週にやった部活動や勉強の疲れを癒すために休んだり、友達と遊んだりしたい。
- ・ やりたい人はやる。やりたくない人はやらないでいいと思った。
- ・ 強制的な何かはしてほしくない。

【その他】

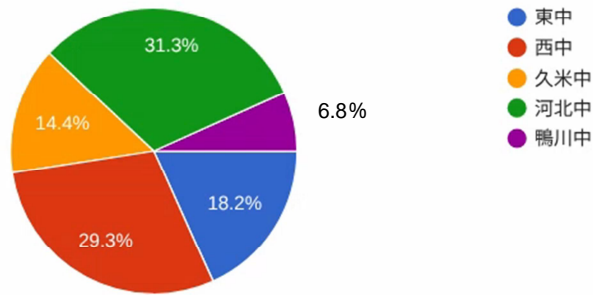
- ・ 部活動も頑張りつつ、家で過ごしたり誰かと遊びに行ったりしたい。
- ・ 休日はクラブチームに入って活動をする。
- ・ 懸命に部活を取り組んで成果を出すこと。
- ・ 土日のどっちかだけ部活なしにしてほしい。

【中学生】中学校の部活動のあり方について 610 件の回答
 対象者：中学 1 年 353 名、中学 2 年 392 名 合計 745 名 回答率 81.8%

問 1

どの中学校ですか

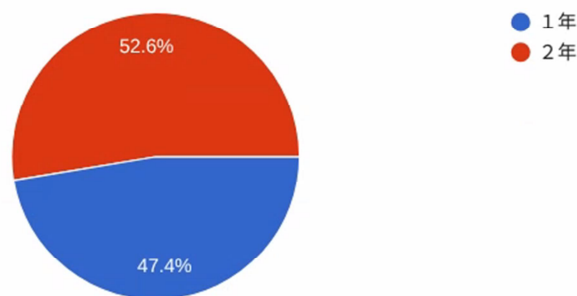
610 件の回答



問 2

学年はどちらですか

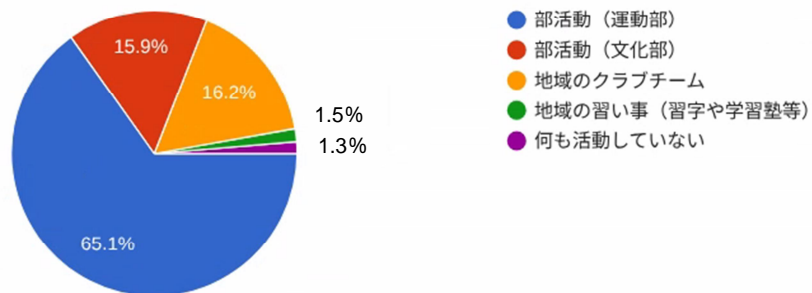
610 件の回答



問 3

現在、主として活動しているのは次のどれですか

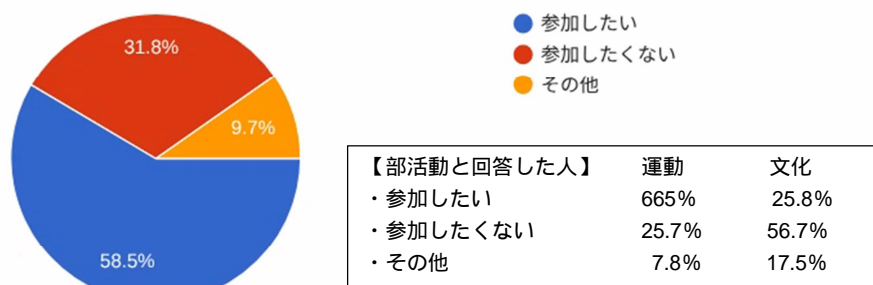
610 件の回答



問 4

休日も部活動に参加したいですか

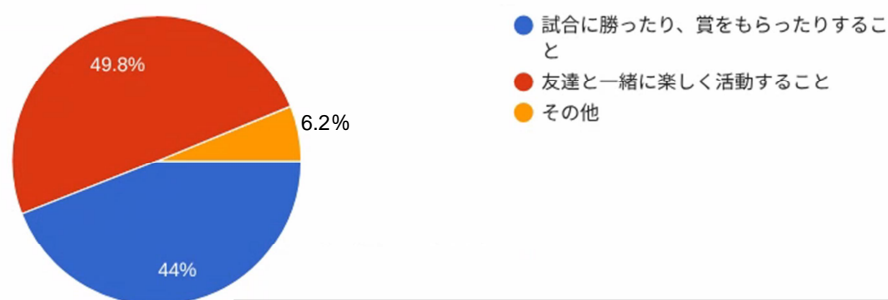
494 件の回答



問 5

現在の活動に何を求めますか。一番と思うものを選んでください

602 件の回答



問 6

その理由を教えてください（任意）

468 件の回答

（部活動と回答した人）

【参加したい】

- ・運動は苦手だけど友達とやることで頑張ることが出来るから。
- ・一緒に楽しく活動することで部活動の時間が充実したものになったと思った。
- ・試合をすると他の中学校の人とも関わりあえて楽しいし、勝ったとき嬉しいから。
- ・試合に勝つよりも、友達と一緒に楽しく部活動をするほうが人間関係を深めるきっかけになる。

- ・いつも努力している成果を先生や監督に見せたいから。

【参加したくない】

- ・勝ったら嬉しいけど負けても悔しくないので楽しく活動したい。
- ・部活動は勉強の息抜きとしてしているので、勝つことよりも楽しむほうが大切だと思う。
- ・今現在、部活動でやれることが一つしかないので楽しくない。
- ・人数が少ないから試合に出られない。
- ・評価ではなく「楽しむ」を重視し、学校はコミュニケーション能力を身につけるもの。

【その他】

- ・人間関係が上手くいくよう、友達と協力し合いながら活動していきたい。
- ・モチベーションをあげることで部活を真剣に向かい合えるし、やる気がある練習になる。
- ・大会の前は、練習する時間がないので勝てないと思うので、もっと部活の時間が欲しい。
- ・面白く（楽しく）なかったら、何のために行っているかわからなくなりそうだから。
- ・友達といると楽しくなって一人だとできないことや友だちがいると話ができるから。

問7

部活動・地域クラブ等の活動や休日の過ごし方について意見や希望等を記入してください(任意)

338 件の回答

(部活動と回答した人)

【参加したい】

- ・顧問の先生がいなくても部活ができるようにしてほしい。
- ・休日は部活動以外でもっと体を動かせることがしたい。
- ・部活は地域の人が教えるのではなく、いろいろなことを知っている先生に教えてもらいたい。
- ・平日の部活は少なくし、休日の部活動の時間を増やしてほしい。
- ・専門の人(外部指導員)に来てもらって、みっちり教えてもらいたい。

【参加したくない】

- ・休日の部活動を休む連絡がしにくいので、休日の部活動なくすなど、解決案を出してほしい。
- ・自分で部活動に出るか出ないかを決められるようにしてほしい(休日は任意参加にしてほしい)。
- ・休日の部活動は結構大変なので、休日は試合だけでいいと思う。
- ・部活動を廃止し、地域クラブ中心で県大会などに行ってほしい。
- ・休日は休みたい。部活動をしてもいいけど時間を減らしてほしい。

【その他】

- ・安心できる雰囲気があった方がよい。
- ・部活動は、大会等がある時は行っても良いが、ない場合は部活動はなしにしたほうがよい。
- ・自主的でいいと思う。
- ・行事がある日は部活をひかえてほしい。

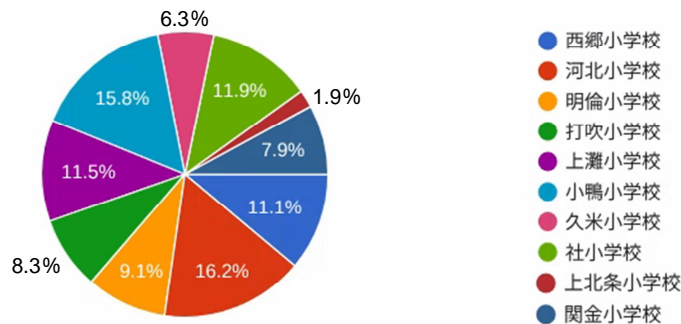
【小学生保護者】中学校の部活動のあり方について 253 件の回答

対象者：小学5年保護者 326名、小学6年保護者 376名 合計 702名、回答率 36.0%

問1

お子さまの小学校はどちらですか

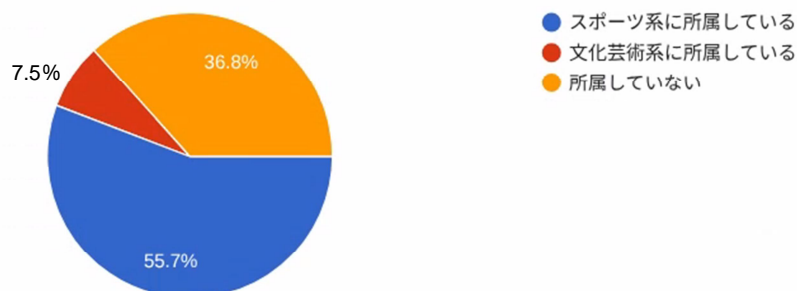
253 件の回答



問2

現在、お子さまはスポーツ少年団等（地域クラブ、文化芸術クラブ等含む）の活動に所属して活動していますか

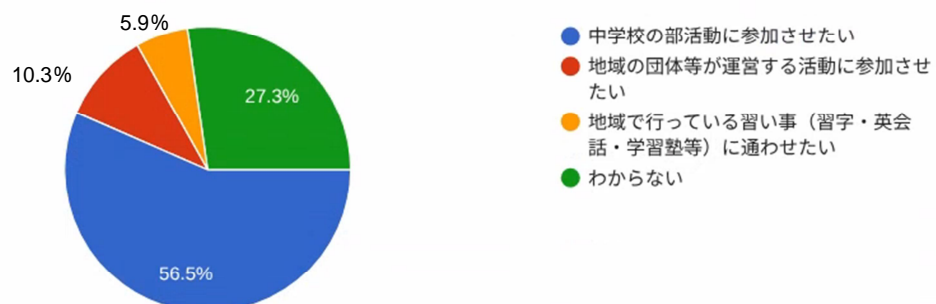
253 件の回答



問3

お子さまが中学校に入学後、参加させたい活動がありますか

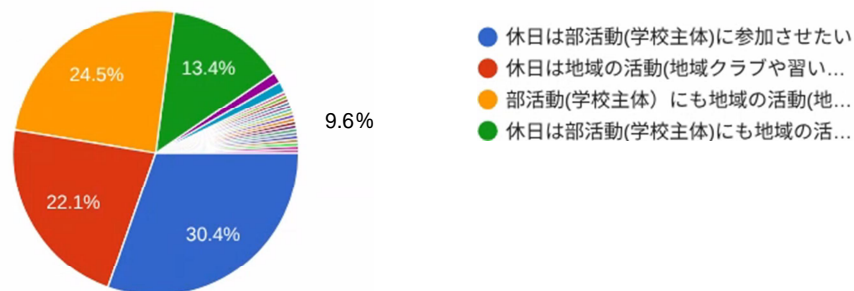
253 件の回答



問 4

休日の活動についてどうお考えですか

253 件の回答



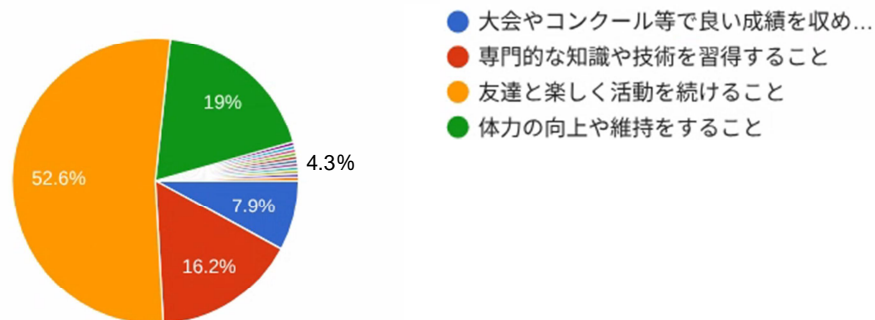
休日は部活動(学校主体)に参加させたい
 休日は地域の活動(地域クラブや習い事等)に参加させたい
 部活動(学校主体)にも地域の活動(地域クラブや習い事等) どちらにも参加させたい
 休日は部活動(学校主体)にも地域の活動(地域クラブや習い事等)にも参加させたくない
 その他の主なもの

- ・本人がやりたいなら、どちらでも好きな方をさせたい
- ・毎週ではなく程々に参加させたい。
- ・家族との時間を大切にしたい

問 5

お子さまが運動や文化芸術活動等に参加するとき、何を一番に求められますか

253 件の回答



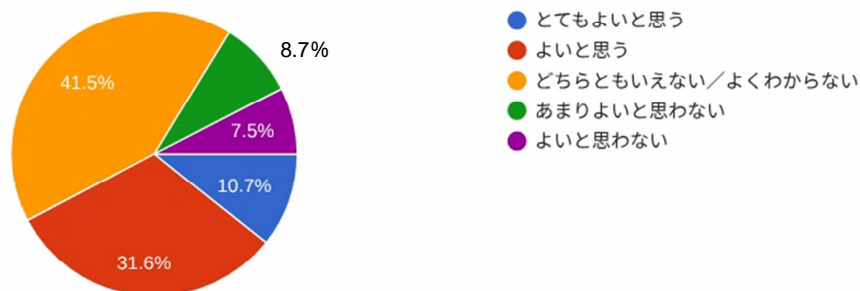
大会やコンクール等で良い成績を収めること
 専門的な知識や技術を習得すること
 友達と楽しく活動を続けること
 体力の向上や維持をすること
 その他の主なもの

- ・団体行動やルールやマナーなど
- ・集団の中での成長
- ・社会のルールや礼儀など
- ・集中力を養う事

問6

現在スポーツ庁が中学生の放課後の活動を、学校が主体ではなく、地域が主体とすることを進めています。部活動を学校と切り離して地域が主体となり行うことについてどう思われますか

253 件の回答



問7

中学生の運動・文化活動が地域が主体となり活動することについて率直なご意見をお聞かせください。(任意)

107 件の回答

- ・送迎が困難だし、保護者の負担が大きくなる。
- ・地域移行は問題ないと思うが、今までの活動場所が学校だったのに、学校から追い出されて活動場所を失うのはどうかと思う。
- ・成績や技術の習得を求める場合、専門性の高い指導者に指導していただくことはありがたいが、平日に活動ができる指導者や場所など環境が整っているのか。(報酬、指導者資格など)
- ・費用が高くなる可能性があるのでは？経済格差で参加のしやすさが変わるし、参加したくても行けない子どもが増える可能性はないか。
- ・指導者は確保できるのか？教員の負担軽減もわかるが、学校から離れるとコミュニティ意識が薄れ、活動に参加する意欲が減ると思う。平日の放課後は子ども自身で移動して活動？結局部活動から遠ざかり、ダラダラ過ごす毎日になってしまいそう。

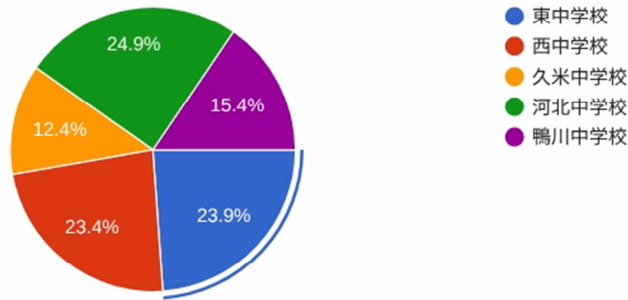
【中学生保護者】中学校の部活動のあり方について 201 件の回答

対象者：中学 1 年保護者 279 名、中学 2 年保護者 375 名 合計 654 名、回答率 30.7%

問 1

お子さまの中学校はどちらですか

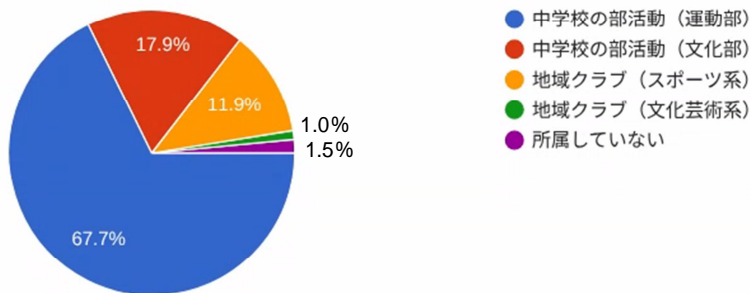
201 件の回答



問 2

現在、お子さんの所属している活動はどこですか

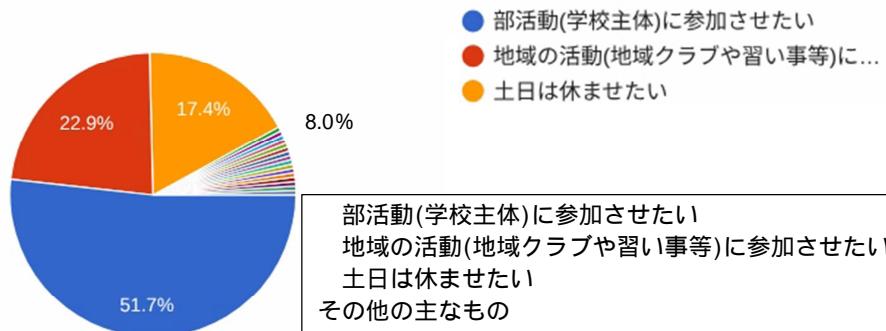
201 件の回答



問 3

休日の部活動についてどうお考えですか

201 件の回答

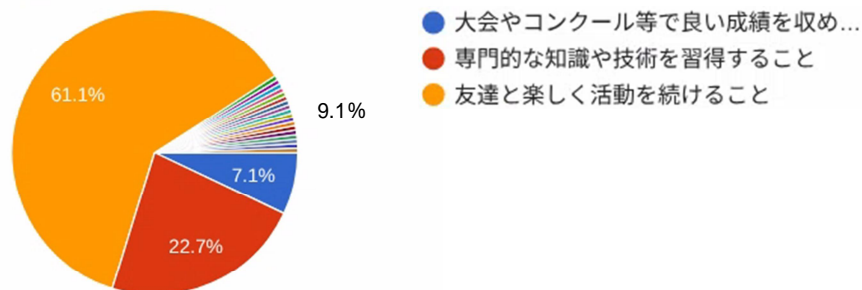


部活動(学校主体)に参加させたい
 地域の活動(地域クラブや習い事等)に参加させたい
 土日は休ませたい
 その他の主なもの
 ・学校部活を優先しながら、地域の活動にも参加させたい
 ・自由でよいと思う
 ・毎週末ではなく、適度に部活動に参加させたい。

問 4

お子さんが所属している活動に、何を一番に求められますか

198 件の回答

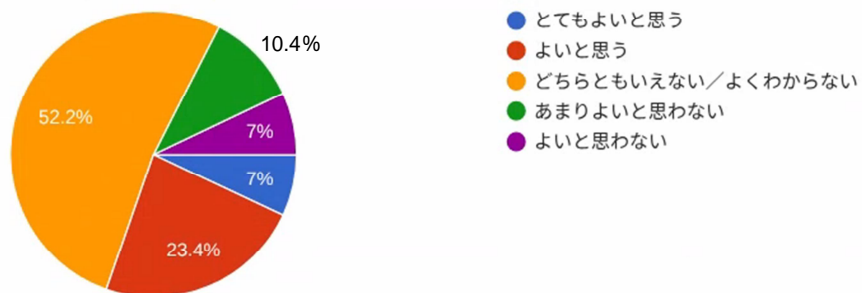


大会やコンクール等で良い成績を収めること
専門的な知識や技術を習得すること
友達と楽しく活動を続けること
その他の主なもの
・ 共通の目的を持つ仲間づくりができること
・ 継続とやり切る事ですが、上記三項目全てであると思います
・ スポーツから学ぶ、忍耐、勝敗からの喜びや悔しさ、人間関係
・ コミュニケーションの能力の大切さを知る貴重な体験
・ 何も求めない。どこかに所属しないといけない決まりになっているので、仕方なく

問 5

現在スポーツ庁が中学生の放課後の活動を、学校が主体ではなく、地域が主体とすることを進めています。部活動を学校と切り離して地域が主体となり行うことについてどう思われますか

201 件の回答



問 6

中学生の放課後及び休日の運動・文化活動が地域が主体となり活動することについて率直なご意見をお聞かせください。(任意)

82 件の回答

- ・ 学校の部活であれば、送迎や費用の心配はないが、地域活動となれば常に送迎が必要になった

り、施設利用費など負担が増えるのではないか。

- ・地域が主体となった場合、専門的な知識を持った指導者の元で活動ができるメリットもあるが、場所にもよるが、送迎が必要となると親の負担やスポーツ、文化活動に参加する子どもが減る可能性もある。バスでの送迎なども検討してほしい。
- ・先生の負担が大きく、部活動が地域主体になることは仕方ないと思うが、地域により指導者の質、数などに大きく差が出てしまうことに不安がある。
- ・地域主体（クラブチーム）の活動になると、部活と違い費用がかかる事が多い。活動する生徒しない生徒の差が出てしまうのではないか。どちらかに決める必要があるのか疑問ですが、地域移行となると参加できる子、できない子がはっきり分かれると思う。
- ・学校と部活動を切り離すことにより、部活動の不参加生徒が増え、ショッピングセンターやゲームセンターなどで放課後を過ごす生徒が増え、放課後の過ごし方に乱れも出てくるのでは？

倉吉市中学校 PTA 連合会との意見交換の内容について

【倉吉市臨時 PTA 連合会役員会】

1. 日時: 令和7年12月1日(月) 19:00~20:00

2. 場所: 倉吉市市役所北庁舎 3階 B会議室

3. 参加者: PTA役員、学校教育課

4. 内容

(1) 事務局より地域展開について説明

(2) 保護者からのご意見ご質問等

- ・運動部の受け皿はありそうだが文化部は難しいのではないか。
- ・土日から地域展開ということではあるが、試合は土日に行われる。平日は顧問の先生となると先生も関わりたいのではないか。
- ・市としての方針があれば色々話ができるが、まずはそこがないと意見も言いようがないという保護者は多い。(鴨川中役員会で話をされた内容)
- ・費用について懸念がある。剣道部は試合参加は自己負担。県外に行くときには宿泊費、食事等についても個人負担(道連)。親の熱量の差が出るのではないか。
- ・子どものやりたい気持ちと保護者負担とで差ができてしまい、子どもがやりたくてもできないということになってはいけないと考える。
- ・平日は顧問の先生、休日は外部の指導となると指導方法等も違ってくるのではないか。子どもたちが混乱するのではないかと心配ではある。
- ・文化部は様々な活動があるため、全てに指導員をお願いするのは難しいのではないか。
- ・熊本県では指導者に謝金を支払って実施しているようだ。その結果、指導者が増えたらいい。
- ・外部であっても顧問の先生であっても謝金は発生するので、それをどこから捻出するか。
- ・学校を会場として使えればよいが、他校、他の場所で行くと保護者も送迎ができないこともある。
- ・部活動に従事した先生方に謝金は出ているのか。
→平日は出していない。休日は何時間実施するといくらということで謝金は出ている。
- ・剣道部は指導される先生の登録が26名ほどおられるが出てくださいる方は数名。
休日の大会などの先生への謝金はPTAのお金である。
- ・遠征等に行くとかかなりの保護者負担となる。(剣道)
- ・稽古の送迎も保護者。仕事場もこういうことに理解があるところであればよいが全ての保護者の理解は難しいだろう。(剣道)
- ・西中校区はスポ少からバドミントンが盛んで色々な活動費用が保護者負担であったが一生懸命されていた。
- ・小学校からずっとされている家庭であれば地域で行うことに理解があるとは思いますが、そうでない方は理解が難しいのではないか。

- ・ソフトテニスでは午前は学校の部活動に行き、午後はレッスンということで地域のクラブに今も参加している。費用は保護者負担。地域展開についてはすでにしている。
- ・競技種目によって保護者負担も異なってくるのではないかな。
- ・生徒の送迎が必要だが、保護者ができない場合には先生が生徒の送迎をすることについて許可するようなことになれば、保護者送迎が難しい家庭も参加しやすいのではないかな。
- ・部活動に必要な費用はどこから支出されるのかな。
- ・地域展開となると小学校から続けている子どもと中学校から始める子どもとではすでにスキルの差がある。中学校からは始める生徒には中学校から新たにはじめようとなるのに、ハードルになってしまうのではないかな。
- ・学校の部活動は初心者でも参加できるのがよいことである。
- ・子どもの選択肢も狭まってしまうのも心配。
- ・土日の部活は保護者と本人が選べばよいのではないかな。
- ・土日は基本なしにして、指導者がいるところはするというようなスタンスでよいのではないかな。生徒や保護者が選択して行えば良いのではないかな。
- ・倉吉市の方針を早めに出してあとは部活に委ねたらよいのではないかな。
- ・部活動を地域展開ではなく、倉吉市全体としてどうするか。生徒の数も減っており、中学校単独ではチームが組めない学校が出てきている。各中学校では選択肢が少なく、生徒も選べない。
- ・競技としてやりたい子はクラブチームに行く。運動や競技に親しみたい子を何とかしていきたい。
- ・城北中学校ができれば、運動をする子ども、保護者はそちらを選択するのではないかな。
- ・湯梨浜学園もバドミントンをしたい子は増えている。
- ・現状ある部活動を広げるとなると負担をどうするか。親しみを求めている生徒・保護者は費用負担も難しいのではないかな。
- ・人数が揃わなくて出れない種目もある。他の中学校と合同で行えれば出場できるのに…。
中体連の条件について柔軟に考えて、なんとかしてもらえないかな。

*今後の推進協議会に保護者のご意見としてお伝えし、検討を進めていく。

中学校各競技部活動顧問及び倉吉市スポーツ協会加盟団体等との意見交換の内容について

1 目的

今後、休日の部活動を地域展開等するために、どうすれば実施できるのかを各団体に伺ったものです。

2 ヒアリング先

中学校体育連盟各部活顧問

倉吉市スポーツ協会加盟団体等

3 内容

(1) バドミントン

市で新クラブチームを立上げ、競技に特化、楽しみたいグループに分かれて練習を行う。送迎の面で保護者負担を軽減するため、練習場所は学校の体育館とし、休日の部活動は外部指導者のみで行う(平日を見ている中で休日に出ないのは心苦しい)。

バドミントンの部活動があるのは西中学校のみ。

西中学校長より、中学校からバドミントンを始める生徒のために部活動として維持していくという考えをもたれている。

小学生から始めている生徒と中学校から始めた生徒と一緒に練習等を行うのは困難なこと。

(2) 陸上

短距離、中長距離、跳躍、投擲の各種目で指導が受けられる環境の整備。

生徒の気持ちを第一に考えた地域展開ができるのであれば地域移行につながる。

普段の部活動を充実させる。

土日の練習(大会)は、やりたい人だけで良い。

市陸上協会、中部地陸上競技協会が休日に各ブロックごとに場所や時間を割り振りする。

(会費も納める。二重登録を基本にし、休日の大会引率や申込みは陸協が行う。)

中部地区内に複数の陸上競技クラブが存在するが、中学生を受け入れているチームは2つのみ。

今後、既存クラブまたは新規クラブの立上げもあり、中学生を受け入れるクラブは増加する。

中学校と情報共有が無いと中学生の受け入れは困難だと思う。情報共有は必要。

陸上競技も他の競技と同じように、まずは休日の部活動で指導ができる者を配置できるように考えていく。

休日の大会引率や申込みは陸上競技協会が行うとあることについては、生徒が所属するところが責任を持って行ってほしい。

(3) サッカー

生徒が自力で通える場所、時間、指導者を確保する。

拠点校方式から徐々に進める。

市・郡ではなく、中部地区として活動すること。

単独でチームを作れるのは3校のみで、チームが組めない状況

サッカーは以前から学校と共存していたところがある。

中体連の大会には参加していない。連盟の大会出場を目指している。(中体連、連盟のどち

らかの大会にしか出場できない)

学校全体でクラブチームの紹介等を行ってはどうか。・・・を目指したい生徒は　クラブへ等、既存チームへつなげてほしい。

地域クラブに認定され、市バスが使用可能や指導者の謝金があれば、認定されるメリットはあるが、いろいろ制限があるので申請はしないと思う。

学校の中だけで指導者を探そうとしても難しい。学校若しくは社会教育課からでも良いので、サッカー協会にアプローチしていただければ対応は可能。

サッカー競技者を確保したいので、スクール等を開催し、裾を広げる取組も行っている。年々、サッカー人口が減少している。市内より郡部の方が早い感じがする。5年後は現在の東伯郡のように市内も競技者が減少する。今は3チームの概要を伝えたが、今後はチーム数も考えないと運営できない状況になる。

(4) バレーボール

賛否両論と感じている。

文面ではうまく伝えられない。機会があれば伝えたい。(合同チームが発生することの思い) 地域の方の力を借りることで教員の負担が軽減することへの賛成意見は多いと感じた。

バレーボール協会が主催で中部地区の小学生・中学生を対象にバレーボールフェスタを年1回開催されている。バレーボールフェスタには高校生も参加し、小学生や中学生に指導されている。バレーボール顧問からは「このようなバレーボール教室のようなものを月に1回程度開催していただきたい。」との意見があった。また、平日の部活動は、顧問が対応できるが休日は部活動指導員等に指導していただきたい。

市内中学校区の4地区(河北中、東中、西中、鴨川中学校)にスポーツ少年団バレーボール部がある(久米中校区なし)。バレーボールはスポーツ少年団を活用した方が、地域展開しやすい。

中学生がスポーツ少年団で活動することとなれば、スポーツ少年団の指導者にすべてをお願いすることはできないので、協会としても指導者を確保していかないといけない。

教室開催は難しいし、教室開催では部活動地域展開が見えてこない。

部活動指導員や外部指導者の確保は、学校から発信していただき、学校のネットワークで指導者を確保してほしい。その後、難しいようであれば、バレーボール協会に相談してほしい。

指導者を探すにも、ボランティアでは難しい。

指導者の確保に向け、休日は合同練習や練習試合等を行い、学校の部活動顧問(先生)から指導方法等を学んではどうか。

(5) 卓球

大人の卓球クラブなら、倉吉市にも複数ある。

子どもの育成や教育を担うとなると、難しいのではないか。

受け皿になるのは、長年されている社スポーツ少年団だと思われる。

社スポーツ少年団は競技選手育成の色合いが強く、そのカラーになじまない子どもも出てくるのでは。

社スポーツ少年団では、選手育成研修実施要項があり、社の方だけでなく、市全体でどなたでも参加できるよう選手を受けいれている。

当初は合同練習として月曜日・木曜日の5時半から8時半まで行っていたが、保護者からの要望もあり、練習日は増やしている。

練習会場は、学校開放事業を利用し、久米中学校と社小学校の体育館を使って練習している。指導者については、いろいろなハラスメント問題もあるため、指導者全員が研修を受けている。練習への参加は、家庭の都合で自由に参加参加していただければ良い。

強制ではないので、週に1回でも良いし、3回でも良い。どの子が参加されるかわからないので、参加された子にあわせて指導ができる体制をとっている。

(6) 剣道

集まりやすい場所(武道館・東中)等に指導者が2名体制で行うことができれば可能だとは思いますが、学校外の施設を使うとなると利用料もかかってくるので、それをどうするのが課題。

現在も河北中、東中が合同で練習しており、そのときにはどちらかの顧問が出ている。

部活動指導員が配置されればありがたい。

倉吉市教育委員会が土曜日、祝日等の休日における倉吉市立中学校剣道部活動を倉吉市剣道連盟に委託して、倉吉市剣道連盟が剣道教室(合同練習形式)を実施する。

運営団体は倉吉市剣道連盟が行う。

実施方法は毎週土曜日の午前の2時間程度で、会場は市営武道館で行う。

予算としては年間25万円(指導者報酬、保健、事務連絡費)。

参加する生徒の技術的段階によって、目標・内容・指導方法は違い、何を指導するのかという目標を設定する。

福島県地域運動部活動推進事業モデルの取組から、合同練習による効果が次のとおりであった。

- ・技能に応じてグループ分けし、個に応じた練習が可能となった。
- ・他校との生徒と交流が可能となり、コミュニケーションの場となった。
- ・平日の学校では体験できない競技本来の楽しさを味わうことができた。

(7) ソフトボール

意見交換会の日程調整中

(8) バスケットボール

意見交換会 令和8年1月30日(金)10:00

(9) 軟式野球

意見交換会の日程調整中

(10) ソフトテニス

意見交換会の日程調整中

倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）について、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化活動に親しむ機会を確保・充実及び学校における働き方改革の推進を図る観点から、部活動の地域展開等に取り組むため、地方自治法第138条の4第3項に規定されない、私的諮問機関その他の会議体等として倉吉市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が設置する倉吉市中学校部活動地域展開等推進協議会（以下「推進協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議検討し、意見をとりまとめる。

- (1) 部活動の地域展開等に係る計画の推進に関すること。
- (2) 部活動の現状と問題点及び課題等に関すること。
- (3) 部活動における教職員の負担軽減に関すること。
- (4) 地域展開を推進するための仕組みづくりに関すること。
- (5) 生徒及び保護者、スポーツ文化関係者、学校関係者等への調査・周知に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開等に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 倉吉市スポーツ団体の関係者
- (2) 倉吉市中学校体育連盟の関係者
- (3) 倉吉市中学校文化連盟の関係者
- (4) 倉吉市立中学校PTA連合会の関係者
- (5) 倉吉市地域学校委員会の関係者
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 前2条の規定にかかわらず、特別の事項を協議するため必要があると認めるときは、推進協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、特別の事項に応じて、教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、特別の事項に関する協議が終了するまでの期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進協議会に会長及び副会長を置き、委員（臨時委員を除く。）の互選によりこれを定める。

2 会長は、推進協議会の会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理す

る。

(会議等)

第7条 推進協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、緊急を要するため推進協議会を招集する時間的余裕がないと認めるときその他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又はオンラインの方法により前項の会議に代えることができる。

(会議の公開等)

第8条 推進協議会の会議の公開は、倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)第21条の定めるところによる。

2 推進協議会の会議について会議録を作成した場合は、倉吉市情報公開条例第10条の規定による不開示情報を除いて、これを公開する。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月4日から施行する。

別冊資料

市内中学校部活動一覧

令和7年4月1日現在

部活動		東中	西中	久米中	河北中	鴨川中
陸上競技						
軟式野球						
サッカー						
バスケットボール	男子					
	女子					
バレーボール						
ソフトテニス	男子					
	女子					
卓球	男子					
	女子					
ソフトボール						
剣道						
バドミントン						
吹奏楽						
文化						
美術						
ホームプロジェクト						
科学						

【小学生】中学校の放課後や休日の運動・文化活動のあり方について

倉吉市では、現在、中学校の放課後や休日の運動・文化活動（以下「中学生の運動・文化活動」）のあり方について、よりよい方法を話し合っています。みなさんのご意見をもとに考えていくためのアンケートです。お名前は聞きません。素直な気持ちを教えてください。

問1 どの小学校ですか

西郷小 河北小 明倫小 打吹小 上灘小
小鴨小 久米小 社小 上北条小 関金小

問2 学年はどちらですか

5年生 6年生

問3 現在「スポーツ少年団」の活動や「習い事」をしていますか

スポーツ少年団・その他の活動や習い事などに参加している
これから参加してみたいと思っている 特に参加するつもりはない その他

問4 中学校に入学した後の放課後または休日をどう過ごしますか。

中学校の部活動に入る
中学校の部活動には入らない（地域での活動や習い事等を行う）
どちらにも入らない わからない

問5 中学校の部活動で何を一番に考えて取り組もうと思いますか

試合に勝ったり、賞をもらったりすること 友達と一緒に楽しく活動すること その他

問6 休日も中学校の部活動に参加したいですか

参加したい 参加したくない その他

問7 その理由を教えてください（任意）

問8 中学校の放課後や休日の過ごし方について意見や希望等を入力してください（任意）

【中学生】中学校の部活動のあり方について

倉吉市では、現在、中学校の部活動・地域クラブ等の活動のあり方について、学校以外の地域や団体などとの連携・協力も含めて、よりよい形を検討しています。

みなさんのご意見をもとに考えていくためのアンケートです。

お名前は書きません。率直な気持ちを自由にお答えください。

問1 どの中学校ですか

東中 西中 久米中 河北中 鴨川中

問2 学年はどちらですか

1年 2年

問3 現在、主として活動しているのは次のどれですか

部活動（運動部） 部活動（文化部） 地域のクラブチーム
地域の習い事（習字や学習塾等） 何も活動していない

問4 休日も部活動に参加したいですか（主な活動が部活動の場合）

参加したい 参加したくない その他

問5 現在の活動に何を求めますか。一番と思うものを選んでください

試合に勝ったり、賞をもらったりすること
友達と一緒に楽しく活動すること
その他

問6 その理由を教えてください（任意）

問7 部活動・地域クラブ等の活動や休日の過ごし方について意見や希望等を記入してください（任意）

【小学生保護者】中学校の部活動のあり方について

令和2年からスポーツ庁が中学校の部活動を地域（地域クラブ等での活動や地域の指導者の下での活動）で行うことを進めています。そのことを受け、倉吉市では、現在、中学校の部活動のあり方について、学校以外の地域や団体などとの連携・協力も含めて、よりよい形を検討しています。みなさんのご意見をもとに今後の中学校の部活動のあり方について検討するためのアンケートです。率直な気持ちをお答えください。

問1 お子さまの小学校はどちらですか

西郷小 河北小 明倫小 打吹小 上灘小
小鴨小 久米小 社小 上北条小 関金小

問2 現在、お子さまはスポーツ少年団等（地域クラブ、文化芸術クラブ等含む）の活動に所属して活動していますか

スポーツ系に所属している 文化芸術系に所属している 所属していない

問3 お子さまが中学校に入学後、参加させたい活動がありますか

中学校の部活動に参加させたい 地域の団体等が運営する活動に参加させたい
地域で行っている習い事（習字・英会話・学習塾等）に通わせたい わからない

問4 休日の活動についてどうお考えですか

休日は部活動(学校主体)に参加させたい
休日は地域の活動(地域クラブや習い事等)に参加させたい
部活動(学校主体)にも地域の活動(地域クラブや習い事等)どちらにも参加させたい
休日は部活動(学校主体)にも地域の活動(地域クラブや習い事等)にも参加させたくない
その他

問5 お子さまが運動や文化芸術活動等に参加するとき、何を一番に求められますか

大会やコンクール等で良い成績を収めること 専門的な知識や技術を習得すること
友達と楽しく活動を続けること 体力の向上や維持をすること その他

問6 現在スポーツ庁が中学生の放課後の活動を、学校が主体ではなく、地域が主体とすることを進めています。部活動を学校と切り離して地域が主体となり行うことについてどう思われますか

とてもよいと思う よいと思う どちらともいえない/よくわからない
あまりよいと思わない よいと思わない

問7 中学生の運動・文化活動が地域が主体となり活動することについて率直なご意見をお聞かせください。（任意）

【中学校保護者】中学校の部活動のあり方について

令和2年からスポーツ庁が中学校の部活動を地域（地域クラブ等での活動や地域の指導者の下での活動）で行うことを進めています。そのことを受け、倉吉市では、現在、中学校の部活動のあり方について、学校以外の地域や団体などとの連携・協力も含めて、よりよい形を検討しています。

みなさんのご意見をもとに今後の中学校の部活動のあり方について検討するためのアンケートです。

率直な気持ちをお答えください。

問1 お子さまの中学校はどちらですか

東中 西中 久米中 河北中 鴨川中

問2 現在、お子さんの所属している活動はどこですか

中学校の部活動（運動部）

中学校の部活動（文化部）

地域クラブ（スポーツ系）

地域クラブ（文化芸術系）

所属していない

問3 休日の部活動についてどうお考えですか

部活動(学校主体)に参加させたい

地域の活動(地域クラブや習い事等)に参加させたい

土日は休ませたい

その他

問4 お子さんが所属している活動に、何を一番に求められますか

大会やコンクール等で良い成績を収めること 専門的な知識や技術を習得すること

友達と楽しく活動を続けること その他

問5 現在スポーツ庁が中学生の放課後の活動を、学校が主体ではなく、地域が主体とすることを進めています。部活動を学校と切り離して地域が主体となり行うことについてどう思われますか

とてもよいと思う よいと思う どちらともいえない/よくわからない

あまりよいと思わない よいと思わない

問6 中学生の放課後及び休日の運動・文化活動が地域が主体となり活動することについて率直なご意見をお聞かせください。（任意）

Q3.
「学校部活動の地域連携」と「地域クラブ活動への移行（地域移行（展開））」はそれぞれどのようなものですか。

A.
学校部活動は、学校教育の一環として、学校の責任下で行われる活動を指しており、部活動指導員や外部指導者といった地域の方々に参画いただいたり、複数の学校で合同練習を行ったりすることを「地域連携」と称しています。

地域クラブ活動は、社会教育の一環として捉えることができ、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置づけられるものです。したがって、学校ではなく、地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行うものであり、学校部活動とはそもそもの責任主体が異なります。学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくことを、「地域移行（地域展開）」と称しています。

出所）スポーツ庁「部活動改革ポータルサイト FAQ」を一部修正

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像（イメージ）

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■ 合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 (※アスリート・アーティスト等の人材を含む)
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

■ 少子化の中、持続可能な体制にする必要（学校や地域によっては存続が厳しい）

■ 地域の実情に応じた段階的な体制整備

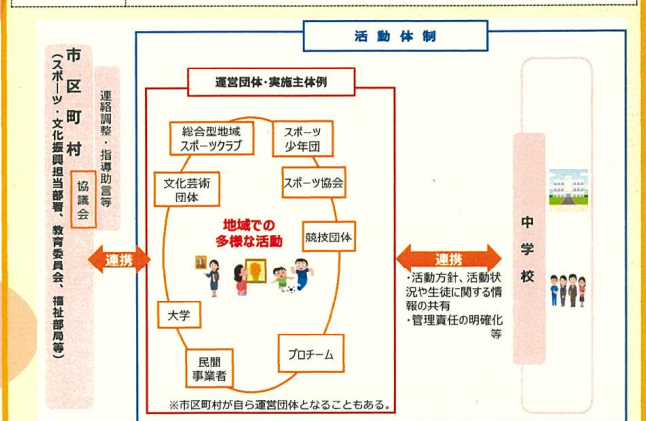
地域の実情に応じ、当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
(法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	① 地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ② 多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、Jリーグ、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等が有する施設
費用	可能な限り低廉な会費 + 用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等（2）指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保（4）活動場所への移動手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保（6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等（2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率（2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ① 地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ② 部活動の地域展開等に関する参考資料

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）

- 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備
- 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出

【中間評価】



改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す
※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）

各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）
※学校部活動をベースとした地域との連携など、**地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要**

競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、**国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築**

【呼称】「認定地域クラブ活動」 **【想定される認定の効果】** 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等

【主な要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携

国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等

①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等)
④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容を整理

生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）

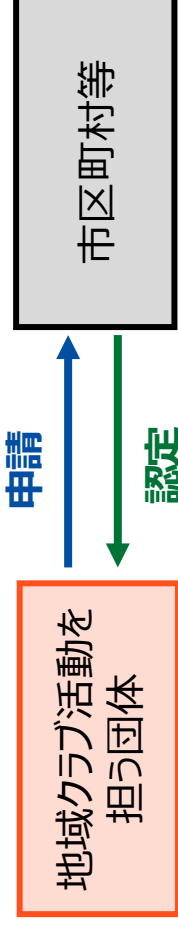
- 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）
- 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）
- 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
- 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）
- 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）

従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）
教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど

地域クラブ活動に関する認定制度の概要

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項

主な内容

①活動の目的・理念	<ul style="list-style-type: none">・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	<ul style="list-style-type: none">・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内・ 週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	<ul style="list-style-type: none">・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	<ul style="list-style-type: none">・ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む）・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	<ul style="list-style-type: none">・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせず（に運営
⑦学校等との連携	<ul style="list-style-type: none">・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業 ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

中学校部活動指導員配置事業実施要項

1 趣旨

公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。以下「学校」という。）における部活動に係る教員の負担軽減や部活動の質的な向上を図るために「部活動指導員（以下「指導員」という。）」を配置する市町を支援する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、学校の設置者とする。

3 事業内容

（1）配置基準

- ア 実施主体である学校の設置者が設置する中学校全体で、指導員を配置する部活動に限らず、スポーツ庁と文化庁が令和4年12月に策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（以下「部活動ガイドライン」という。）を遵守していること。
- イ 所管する学校に関する部活動方針を策定していること。
- ウ 部活動指導員を配置する学校の設置者が設置する全ての学校において、在校等時間の客観的な把握を行うことを前提としていること。
- エ 前年度より引き続き補助対象となる実施主体は、地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を確保できる十分な体制を整える取組を進めるための計画（工程表：前年度から実施している具体的な検討の内容やスケジュール等を示したもの。以下「計画」という。）の策定に向けて、設置した検討組織によりその後計画を策定すること。
- オ 本年度から新たに補助対象となる実施主体は、計画の策定に向けた検討組織を設置し、その後計画を策定すること。
- カ 同一の学校において同一の部活動への部活動指導員の配置が、5年以内であること。（ただし、令和5年度から令和7年度までの改革推進期間において、部活動の地域連携及び地域移行に資する取組を実施する場合は、この限りではない。）

（2）指導員

ア 職務

- （ア）指導員は学校の教育計画に基づき、生徒の自主的、自発的な参加により行われるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）である部活動において、校長の監督を受け、技術的な指導に従事すること。
- （イ）指導員の職務は、部活動に係る以下のものが考えられること。

- ・実技指導
- ・安全・傷害予防に関する知識・技能の指導
- ・学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- ・用具・施設の点検・管理
- ・部活動の管理運営（会計管理等）
- ・保護者等への連絡
- ・年間・月間指導計画の作成
- ・生徒指導に係る対応
- ・事故が発生した場合の現場対応

イ 資格

資格の有無は問わない。

- ウ 報酬、勤務時間、その他の勤務条件等指導員の勤務条件等については、本事業の実施主体が定める。

4 申請書の提出

補助金の交付を受けた本事業の実施主体は、知事が指定する期日までに申請書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

補助金の交付を受けた本事業の実施主体は、知事が指定する期日までに実績報告書を提出するものとする。

6 費用

(1) 補助対象経費

県は、上記2～5の要件を満たす事業に対して補助するものとする。

(2) 補助対象経費の取扱い

補助対象経費については、スポーツ庁が示す「地方スポーツ振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱」、「中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」、文化庁が示す「文化芸術振興費補助金（中学校における部活動指導員の配置支援事業）交付要綱」及び「中学校における部活動指導員の配置支援事業実施要領」によるものとする。

(3) 補助対象経費の積算方法

ア 部活動指導員の勤務や活動に対する報酬（社会保険料（本人負担分に限る。）の積算に用いる1時間当たりの単価は、1,520円を上限とする。

イ 交通費（ただし、人材バンクを立ち上げている、又は、本年度中の立ち上げ計画を作成している設置者で、交通手段が車の場合に限る。）は、地域や学校の実情を考慮し、補助上限を設けないが、本事業の各実施主体の会計基準等に基づいて適切に計上する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 知事は、本事業の実施主体に対し、必要に応じ、補助事業の実施状況及び経費処理状況について報告を求め又はその状況を調査することができるものとし、事業の趣旨にそぐわない状況が認められた場合には、必要な措置を講じるものとする。

附 則

この要項は、令和7年7月2日から施行し、令和7年度事業から適用する。

令和7年度 部活動外部指導者活用事業

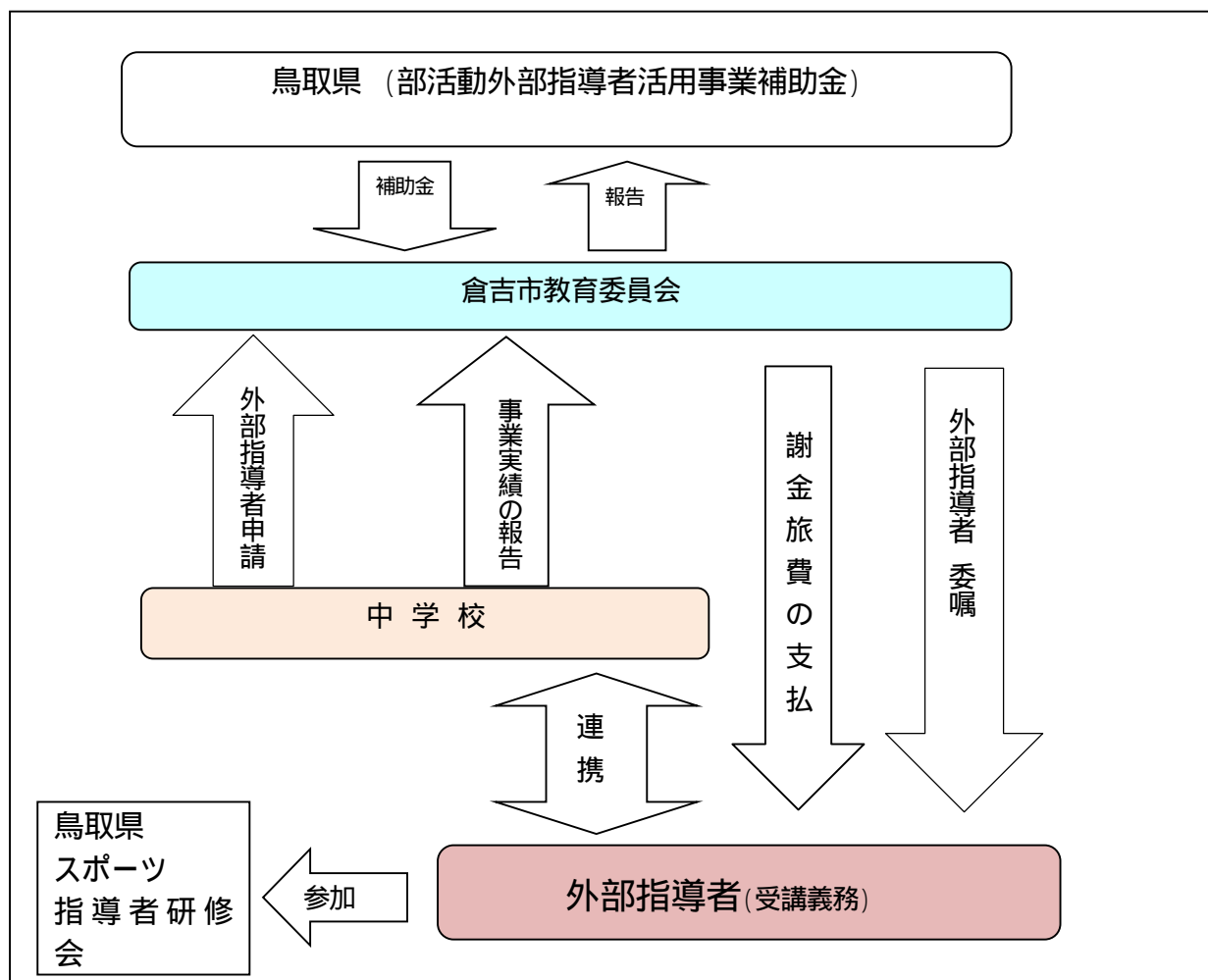
実施要項

倉吉市教育委員会

1 目的

学校教育活動として位置づけられている部活動において、地域の競技指導者(以下、外部指導者という。)等の連携により、部活動の活性化を図る。

2 事業実施体制



3 外部指導者の委嘱

外部指導者を活用した部活動の活性化等を希望する、学校教育活動に位置付けられた中学校の部活動に対して、市町教育委員会が学校から推薦のあった外部指導者を委嘱する。

4 事業内容

(1) 実施形態

「部活動外部指導者活用事業(県事業)」により倉吉市教育委員会が実施する。

倉吉市は、希望する部活動に外部指導者を派遣する。

派遣された部活動は、外部指導者を活用した指導体制のあり方等を実践研究する。

(2) 派遣対象部活動

以下のア～ウのいずれかを必要とする部活動

- ア) 専門的指導力を有する顧問がいない部
- イ) 顧問が校務多忙で十分な指導が困難な部
- ウ) 生徒や保護者からより高い専門的指導を望まれている部

(3) 派遣期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

(4) 経費

謝金、旅費及び保険料を倉吉市が負担する。

謝金は事業が全て終了した後、研修会旅費は参加した研修会後に精算払いとする。

派遣する外部指導者本人の事故に備えて保険に加入する。

(5) 委嘱の解除

以下の場合、関係機関で協議の上、委嘱を解除する。

心身の故障のため、指導することが困難である場合

生徒に対する体罰等、不適切な行為があった場合

(6) 指導範囲

校長が認める活動場所における練習・活動、県中学校体育連盟及び県中学校文化連盟が主催する大会等での指導とする。

(7) 報告

本事業を希望し、外部指導者を派遣した部活動は、所定の様式により報告する。

5 外部指導者の派遣について

(1) 要件

教員以外の者(学校に勤務する非常勤講師も含む)で、派遣しようとする運動部の種目及び文化部の活動に関して専門的知識や技術を有する者。なお、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者資格等の資格を有する者又は、資格取得を目指している者が望ましい。

県教育委員会が開催する「鳥取県スポーツ指導者研修会」に年1回以上参加できる者

(2) 派遣回数及び対象部

指導回数 予算の範囲内で学校が必要と認める回数とする。

対象部活動 専門の運動部、文化部

(3) 経費

謝金 指導1回あたり2,650円(2時間を目安)

1回の指導が2時間を超える場合は1時間あたり1,325円(1日6時間を限度)

年間の謝金総額は10万円を上限とする。

旅費 スポーツ指導者研修会への参加旅費(1回分3,240円を上限)

保険 スポーツ安全保険加入(一人あたり1,850円を上限)

6 事業実施に伴う諸手続き

(1) 外部指導者の派遣を希望する学校は、様式1号(推薦書) 様式2号(外部指導者活用事業計画書)を作成し、倉吉市教育委員会に提出する。

(2) 倉吉市教育委員会は提出された書類等を検討し、外部指導者を委嘱する。

(3) 派遣を受けている学校は、事業終了後に様式3号(実績報告書:外部指導者)別紙3-1(実施報告書)及び学校記載アンケートを倉吉市教育委員会に提出する。

(4) 市町教育委員会は、(3)により各学校から提出された書類等の内容を確認する。

(5) 事業実施途中で計画内容が変更になる場合、派遣を受けている学校は、速やかにその旨を様式4号(変更届)により倉吉市教育委員会に報告する。